

発議第 11 号

令和元年 6 月 28 日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	宮嶋 良造
賛成者	木津川市議会議員	福井 平和
	木津川市議会議員	山本しのぶ

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
について

上記の議案を、地方自治法第 99 条及び木津川市議会議規則第 14 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 か国、批准国は 23 か国に広がっています。

そんな中で、日本政府は核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約の参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年　　年　　日

木津川市議会議長　　山本　和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣